

第31回岐阜地方裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成30年6月29日（金）午後1時30分から午後4時20分まで

2 開催場所

岐阜地方裁判所大会議室

3 出席者等

(1) 地裁委員会委員

青山泉，乾尚美，井上幸治，小森正悟，鈴木芳胤，高井博文，田村眞，細野高弘，三浦孝雄，三谷晋（五十音順，敬称略）

(2) 説明者

岐阜簡易裁判所上席裁判官，調停係主任書記官

(3) 地裁委員会事務担当者

事務局長，事務局次長，総務課課長補佐

4 議事

(1) 新委員の紹介

小島健委員（欠席），細野高弘委員，三浦孝雄委員

(2) 委員長挨拶

(3) 民事調停についての説明及び意見交換

岐阜簡易裁判所上席裁判官から民事調停手続について説明し，調停室等の見学を行った後，同上席裁判官らによる模擬調停を実施し，質疑応答を行った。

引き続き実施された意見交換の要旨は，別紙のとおり。

(4) 次回期日

平成30年11月16日（金）午後1時30分から

(5) 次回の意見交換の主なテーマについて

未定

(別紙)

意見交換の要旨

(委員長)

簡易裁判所の民事調停手続は、一般の方にとっては身近な手続であり、利用した方からも好評であることが多いにもかかわらず、利用者数が減少傾向にある。利用促進を図るためには、どのような工夫が必要か等の御意見があれば伺いたい。

(A委員)

調停と裁判での結論では、どのくらい結論に違いがあるのか。

(岐阜簡裁上席裁判官)

事案によって異なるものであり、調停での結論が、判決と同等の結論になるものもあれば、相当程度異なる結論になるものもある。模擬調停の事案は、訴訟における結論と相当程度異なる結論になることを想定している。

(委員長)

訴訟においては、理屈で結論を導き出す必要があるが、調停においては、当事者の意思や様々な事情を勘案して、妥当な結論へ導くことができる。これが調停の特徴と言える。

(B委員)

調停には、どのくらいの費用が掛かるのか。

(調停係主任書記官)

調停の申立手数料は、訴訟における申立手数料の半額であり、例えば、100万円の金銭請求であれば、5000円分の収入印紙と2600円分の郵便切手を納付することになる。

(C委員)

調停の成立・不成立の割合は、どの程度か。

(岐阜簡裁上席裁判官)

これも事案によっても異なる。岐阜簡易裁判所においては、当事者双方が解決する姿勢を見せ、ある程度話し合いが継続された場合には、成立と不成立が半々程度だと思われる。ただし、統計上は、取下げや相手方の不出頭により不成立となる場合もあるため、成立割合としてはもっと低いものになる。

(D 委員)

調停は、紛争解決手段として非常に有効な手段と思われるが、利用者数が減少している要因はどこにあると考えるか。裁判外紛争解決手続（ADR）などの選択肢が増えたことも要因にあるのか。

(委員長)

この点に関しては、弁護士の立場から考えられる要因を伺いたい。

(E 委員)

裁判外紛争解決手続（ADR）などの紛争解決手段の選択肢が増えたことも一つの要因と思われる。調停制度の利用促進のためには、調停での紛争解決がふさわしいと思われる事案を抱えた方に対して、弁護士以外の相談員が調停制度のメリット・デメリットをより深く理解した上で、調停制度が紛争解決の選択肢の一つである旨を的確にアドバイスをできるようにすることが重要であると考えます。

(F 委員)

調停は、申立てからどのくらいの期間で終わるのか。

(調停係主任書記官)

事案にもよるが、ほとんどの事件は3か月ないし半年程度で終了している。

(G 委員)

本日の模擬調停では、調停委員が当事者から交互にじっくりと話を聴

くことで妥当と思われる解決案へと導いていけるといふ、調停ならではのメリットがよく理解できた。

(H 委員)

一般の方にとっては、調停の場で相手と顔を合わせることに抵抗感を持つ方もいるため、調停委員が当事者双方から調停室で交互に話を聴いて進めていくという点を、調停の進め方について正しい認識を持ってもらうためにも、積極的にアナウンスしていくべきだと思う。

また、費用が安価であることは大きなアピールポイントであると考えられる。

(I 委員)

調停事件は、ニュースバリューを考えると裁判のように報道されることはほとんどない。調停制度に関するイベントが行われた場合に、それを報道機関がニュースで取り上げることは考えられることで、調停制度の広報活動としてイベント化することは有効な手法であると考えられる。

(B 委員)

市民相談室では、最近では近隣トラブルに関する相談も増えている。調停に向いている事案は、積極的に調停制度の利用をアドバイスしていきたい。

(岐阜簡裁上席裁判官)

近隣間の紛争は、当事者同士だけで話し合うことが難しく、裁判を起すことまでは躊躇する場合も多いため、調停委員が当事者の間に入り、非公開で行われる調停手続は、非常に向いている類型だと思われる。

(A 委員)

調停制度を知らない人が多いのではないかと。裁判所の職員が、小・中学校も含めた教育機関で積極的に調停制度の広報活動をすることで、若い世代に早い段階から調停制度を認知させ、理解してもらうことが利用

促進につながっていくのではないか。

(C 委員)

裁判所からの積極的な情報発信の方法として、金融機関の業界団体などへ広報活動を行うことにより、金融機関の顧客がトラブルを抱えている場合に、金融機関の従業員が顧客に調停制度を紹介できるなどの効果も期待できるのではないか。

(G 委員)

県や市町村など各種機関の相談員の研修会の際に、調停制度のDVDを視聴するなど、調停制度の理解に役立つツールを貸し出してもらうことはできるのか。

(総務課課長補佐)

利用目的等を確認した上で、DVDを貸出することは可能であるため、御活用いただきたい。

(F 委員)

調停制度の利用促進を図っていく対象を明確にすることは、広報活動の方法や内容も異なってくるため重要と考える。

裁判を起こすことを既に検討している方を対象とするならば、裁判との比較として、調停制度利用のメリットを重点的に強調していくことになるだろうし、紛争解決手段を検討していない方を対象とするならば、相談員等に対して制度への理解や普及に努めたり、調停で解決された事案を事例集という形で紹介するなど、裁判所から積極的に情報発信を行うことも効果的だと思われる。

(E 委員)

事例集を紹介するのであれば、成功例のみならず、失敗例なども盛り込んで、読み手の興味を惹くものがないのではないか。

(委員長)

裁判所としては、紛争の予防的な段階で国民と関わることはできないため、仮に紛争が起きてしまった場合でも、裁判に至ることなく、より安価で簡易な調停手続により、円満に紛争の解決が図られることに越したことはないので、そういった方へ利用促進を図っていきたいと考えている。

(E 委員)

若い弁護士も相当程度増えてきている中で、弁護士が各種紛争解決手段につきメリット・デメリットを的確に説明した上で、いかにその紛争に最適な選択肢を提供できるかという点が重要であり、調停による解決がふさしいと思われる事案について、的確にアドバイスできるようにするため、弁護士会でも紛争解決手段の選択という点についても検証していく必要性を感じた。

また、別の視点からの意見として、テレビドラマや漫画の影響力はかなり大きいと思われるため、例えば、調停委員が成立に向けていかに努力をしているかなどをテーマにしたドラマなどがあれば、利用促進につながるのではないかと思われる。

以 上